

福島県内における騒音に係る環境基準を当てはめる地域

市町村名	地域の類型	当てはめる地域
福島市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
会津若松市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
郡山市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域及び第二種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
いわき市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
白河市	A	一 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 二 東小丸山の区域のうち、九十五番一から九十五番三までの区域 鬼越の区域のうち、七十七番一から七十七番四まで、七十七番十五、七十七番十六、七十八番二から七十八番六まで、七十八番八、七十八番九、八十四番二及び八十四番五の区域
	B	一 第一種住居地域及び第二種住居地域 二 和尚壇山の区域（準工業地域及び工業地域を除く。） 北堀川端の区域（工業地域を除く。） 中山、中山下、中山東、中山南及び石的石前の区域 真舟の区域（工業地域を除く。） 薄葉の地域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 内薄葉の区域 女石及び外薄葉の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 葉ノ木平の区域 向寺の区域（阿武隈川の河川敷を除く。） 弥次郎窪、六反山、飯沢及び飯沢山の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 金勝寺の区域（阿武隈川の河川敷を除いた区域であって、国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。） 金勝寺東及び鶴巻山の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートルの線以南の区域に限る。）
	C	一 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 二 大暮矢見山の区域（市道勝多石三号線南側境界線以南の区域に

		<p>限る。)</p> <p>大坂山の区域のうち、三十五番一、三十六番一、三十六番八から三十六番十三まで、四十五番一、四十五番五から四十五番九まで、四十七番一、四十七番七から四十七番十三まで及び四十八番一の区域</p> <p>薄葉、女石及び外薄葉の区域（国道四号両側境界線からそれぞれ外側へ百メートルの線に挟まれた区域に限る。)</p> <p>田中山の区域（国道四号北側境界線から北へ百メートルの線以南の区域に限る。)</p> <p>弥次郎窪、六反山、飯沢及び飯沢山の区域（国道四号両側境界線からそれぞれ外側へ百メートルの線に挟まれた区域に限る。)</p> <p>金勝寺の区域（阿武隈川の河川敷を除いた区域であって、国道四号両側境界線からそれぞれ外側へ百メートルの線に挟まれた区域に限る。)</p> <p>金勝寺東の区域（国道四号南側境界線から南へ百メートル線以北の区域に限る。)</p> <p>鶴巻山の区域（国道四号両側境界線からそれぞれ外側へ百メートルの線に挟まれた区域に限る。)</p> <p>白坂の区域のうち、次に掲げる地域</p> <p>牛清水の区域</p> <p>大倉矢見の区域（J R 東北本線軌道用地西側境界線以西の区域に限る。)</p> <p>小田倉沢の区域（市道鶴子山陣場線東側境界線及びJ R 東北本線軌道用地西側境界線に挟まれた区域に限る。)</p> <p>勝多石の区域（J R 東北本線軌道用地西側境界線以西の区域に限る。)</p> <p>鶴子山の区域（市道鶴ヶ丘線東側境界線以东の区域に限る。)</p> <p>豊地の区域のうち、上弥次郎及び弥次郎の区域（国道四号北側境界線から北へ百メートルの線以南の区域に限る。)</p>
須賀川市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域及び第二種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
喜多方市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域及び第二種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
二本松市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域及び第二種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
南相馬市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
本宮市	A	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域

	B	第一種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
西白河郡 西郷村	B	<p>一 第一種住居地域及び第二種住居地域</p> <p>二 大字米の区域のうち、次に掲げる区域 字向原、字間の原及び字杉山前の区域 字山下の区域（八番の二、八番の三、十八番の一から十八番の四まで、十九番の一、十九番の二、二十番、二十番の五、二十一番、二十二番の一から二十二番の三まで、二十三番、二十四番の一から二十四番の四まで及び二十四番の六の区域に限る。） 字舞台の区域（東北縦貫自動車道南側境界線以南の区域に限る。） 字下堀川の区域（県道白河羽鳥線南側境界線以南の区域に限る。） 字上堀川の区域 字作田の区域（県道白河羽鳥線東側境界線、村道千六十号線西側境界線及び東北縦貫自動車道南側境界線によって囲まれた区域に限る。） 字中山前の区域 字椴山の区域（十二番の三から十二番の七まで、十二番の二十七、十二番の四十九から十二番の五十六まで、十二番の五十八、十二番の五十九、十二番の六十一から十二番の六十七まで、十二番の六十九から十二番の九十六まで、十二番の九十八から十二番の百二まで、十二番の百四から十二番の百十一まで、十二番の百十九及び十二番の百二十の区域に限る。） 字堀川向及び字中山下の区域</p>
	C	商業地域、準工業地域及び工業地域
石川郡 石川町	A	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域及び第二種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域